

令和2年第4回上毛町議会定例会会議録 (1日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和2年11月30日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 高西正人 2番 友岡みどり 3番 岩花寛之 4番 田中唯登志
5番 廣崎誠治 6番 宮本理一郎 7番 峯 新一 8番 三田敏和
9番 安元慶彦 10番 茂呂孝志 11番 荒牧弘敏 12番 宮崎昌宗

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 教育長 道免 隆・ 会計管理者 佐矢野 靖
総務課長 永野英憲・ 企画情報課長 堀 綾一・ 開発交流推進課長 熊谷豊司
税務課長 堀田京介・ 住民課長 垂水勇治・ 長寿福祉課長 垂水英治
子ども未来課長 園田秀秋・ 産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 尾崎幸光
教務課長 村上英之・ 総務課主幹 宮吉保男

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好
議会事務局 宮野英治

○議事日程

令和2年第4回上毛町議会定例会議事日程

令和2年11月30日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 同意第 3号 上毛町教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上毛町一般会計補正予算（第8号））
- 日程第 6 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（携帯型空気清浄カード購入事業物品購入契約）
- 日程第 7 議案第60号 物品購入契約の締結について（町立小中学校タブレット端末等導入事業）
- 日程第 8 議案第61号 上毛町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第62号 上毛町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第63号 上毛町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第64号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第65号 上毛町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第66号 上毛町重度障害者医療の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第67号 令和2年度上毛町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第15 議案第68号 吉富町外1町環境衛生事務組合規約の変更について

○委員会付託

文教厚生常任委員会

議案第65号 上毛町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第66号 上毛町重度障害者医療の支給に関する条例の一部を改正する条例
について

議案第68号 吉富町外1町環境衛生事務組合理約の変更について

総務産業建設常任委員会

議案第64号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

予算決算常任委員会

議案第67号 令和2年度上毛町一般会計補正予算（第9号）

○会 議 の 経 過 (1日)

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和2年第4回上毛町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は運営資料を配付しておりますので、御覧ください。

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、3番 岩花議員、4番 田中議員を指名します。

○議長（宮崎昌宗君）日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の運営について議会運営委員会委員長に審議をお願いしたところ、11月27日に委員会を開催していただき、本定例会の会期を本日から12月11日までの12日間とする内容の答申をいただきました。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申のとおり、本日から12月11日までの12日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月11日までの12日間とすることに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出された議案は、町長から同意1件、専決処分2件、条例改正6件、補正予算1件、その他2件の合計12案件であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。配付しております運営資料5ページを御覧ください。

本日の会議では、町長提出案件の議案を一括上程し、町長からの提案理由の説明を受け、総括質疑を行います。同意第3号から議案第63号までの7件については、本

日、審議、採決を行います。残りの5件は後でお諮りし、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

ここで皆様にお願いしますが、本日、審議、採決を予定している議案に対する質疑は、後の議案内容の説明の際に行っていただきますよう、御協力をお願いします。

12月3日、4日に本会議を開催し、一般質問を2日間に分けて行う予定です。3日の質問者、4日の質問者、それぞれ4名を予定しています。

12月9日は、同日に文教厚生常任委員会、総務産業建設常任委員会、予算決算常任委員会の順で開催したいと思います。

12月11日に本会議を開催し、各常任委員長から委員会付託案件の審査状況の報告を受け、討論、採決を行います。

ただいま報告しました議会の運営事項については、議会運営委員会に諮問し、決定を受けておりますので、報告します。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長及び教育長に出席の要求をいたしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これから議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第4同意第3号、日程第5議案第58号、日程第6議案第59号、日程第7議案第60号、日程第8議案第61号、日程第9議案第62号、日程第10議案第63号、日程第11議案第64号、日程第12議案第65号、日程第13議案第66号、日程第14議案第67号、日程第15議案第68号、以上12件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和2年第4回上毛町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、万障お繰り合わせの上、御参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

今や全世界において、誰もが感染におびえるウイズコロナ時代、御承知のように現

在第3波ということで、過去最高の感染者数を更新しているところでございます。

令和2年は、年末に向けて、そんなコロナ一色の非常事態となっておりますが、先般、お隣Y町にお住まいの3名の方の陽性が確認されました。当町と最も近く、密接な関係である町での発生ですので他人事ではないと思えますし、罹患された方々に謹んでお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い回復を心からお祈り申し上げます。

これで、県内では当町のみが感染者ゼロ、まさに県内最後のとりでとなったわけですが、町民の皆様には引き続き新しい生活様式の実践と3密の回避を意識し、マスクの着用、こまめな手洗い、身体距離の確保など、基本的な感染予防対策の徹底、そして、イオニアカードによる空気清浄と相互啓発に御協力いただきたいと存じます。

そして、何度も申し上げますが、いつどこで誰が感染しても不思議ではない状況において、仮に当町で罹患者が確認された場合であっても、相手を思いやる優しい気持ちで、共にこの困難な時期を町民みんなで乗り越えていければ幸いと存じます。

それでは、これより提案理由の御説明を申し上げます。

今議会に提出しております案件は、同意1件、専決処分2件、条例改正6件、補正予算1件、その他2件の計12案件でございます。

順次、御説明いたします。

同意第3号、上毛町教育委員会委員の任命についてであります。教育委員会委員1名の方の4年間の任期が令和2年12月10日で満了することに伴い、人格が高潔で、教育に関し高い識見を有している小宮光則氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めます。

議案第58号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上毛町一般会計補正予算（第8号））であります。新型コロナウイルス感染症対策の新たな支援策として、携帯型空気清浄カードを全町民に配布するための経費3,325万2,000円を9月28日付で専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

議案第59号、専決処分の承認を求めることについて（携帯型空気清浄カード購入事業物品購入契約）であります。予定価格が700万円を超えるため、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める必要が生じましたが、当該契約締結議案を議会へ提出する暇がな

かったため、9月30日付で専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

本専決処分におきましても、対象物品の早急な確保により、住民への配布を一日も早く行うためのものがございますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

議案第60号、物品購入契約の締結について（町立小中学校タブレット端末等導入事業）であります。令和2年第3回議会定例会において御可決いただいております町立小中学校タブレット端末等導入事業につきまして、11月19日に優先交渉権者と仮契約を締結いたしましたので、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第61号、上毛町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。令和2年人事院勧告に伴い、本町議会議員の期末手当に関し所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第62号、上毛町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。令和2年人事院勧告に伴い、本町常勤の特別職の職員の期末手当に関し所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第63号、上毛町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。令和2年人事院勧告に伴い、本町一般職の職員の期末手当に関し所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第64号、上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第65号、上毛町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。所得税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、延滞金の割合等の見直しを行う必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第66号、上毛町重度障害者医療の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。福岡県重度障害者医療費支給制度が令和3年4月1日より変更されることに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第67号、令和2年度上毛町一般会計補正予算（第9号）であります。今回の補正額は4,489万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億8,991万4,000円とするものであります。

今回の補正予算では、各款において人件費における期末手当の支給月数の引下げによる減額補正と併せて、扶養手当等の諸手当及び共済費の増額並びに職員の育児休業に伴う会計年度任用職員人件費の増額補正を行っております。

目的別の歳出の主なものといたしましては、総務費では、電子計算費において、地方創生臨時交付金事業としてWi-Fi構築工事及びリモート会議用ノートパソコン、タブレットの購入を実施しておりますが、工事費の精査並びにパソコン等の購入実績見込みにより、予算の組替え及び増額補正を行っております。

戸籍住民基本台帳費においては、このたび、国から戸籍と住民基本台帳を連携させるための仕様が示されたことにより、その連携を行うためのシステム改修経費を計上しております。

民生費では、老人福祉費において、令和元年度の後期高齢者医療療養給付費の確定により、負担金に追加納付する精算額が生じたので、その負担金精算分を、児童福祉総務費においては、来年3月完成を予定しております南吉富放課後児童クラブ館の開設に必要な経費並びに令和元年度の子ども・子育て支援交付金の交付額の確定により返還が生じたので、その返還金を、児童措置費においては、令和元年度の子どものための教育・保育給付金の交付額の確定により返還が生じたことによる返還金を計上しております。

農林水産業費では、農業振興費において、県の独自施策として本年度創設された、新たに農地を借り受ける担い手に対し交付する規模拡大支援金並びに同じく新型コロナウイルス感染症対策として創設されたスマート農業推進強化事業を活用して、認定農業者、営農組織がロボットトラクター等を購入する事業に対する補助金を計上しております。

教育費では、小学校費の学校管理費において、令和3年度の南吉富小学校の新入学

児童予定者数が定数を超えるため1学級増となることに伴い、教室改修工事費等の関係経費並びに新型コロナウイルスの影響により夏休みの短縮等で今後の電気代に不足が生じることによる増額補正を行っており、中学校費の学校管理費においても、小学校費と同様の電気代等の増額補正を行っております。

公民館費においては、地方創生臨時交付金を活用し、各自治公民館へ空気清浄機を配付するための自治公民館等クリーン空間確保事業費を、保健体育施設管理費においては、健康増進施設照明器具修繕経費を計上しております。

今回の補正財源といたしましては、特定財源として、国庫支出金では、個人番号カード交付事務費補助金22万2,000円、社会保障・税番号システム整備費補助金22万2,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金817万円を、県支出金では、スマート農業推進強化事業費補助金並びに規模拡大支援金、合わせて1,359万6,000円を計上しており、一般財源としては、普通交付税を2,068万7,000円計上しております。

議案第68号、吉富町外1町環境衛生事務組合理約の変更についてであります、当組合の経費の支弁方法を変更することに伴い、当組合理約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき、御承認、御可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）提案理由の説明が終わりました。

これから提案理由に対する総括質疑を行います。

前にも述べましたが、本日、審議する案件に対する質疑は、後の議案内容の説明の際に行っていただくよう御協力をお願いします。

提案理由に対する総括質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、提案理由に対する総括質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これから、本日採決を行う議案の審議を行います。

日程第4、同意第3号、上毛町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（永野英憲君） それでは、同意第3号につきまして御説明いたします。

同意第3号、上毛町教育委員会委員の任命について。上毛町教育委員会委員に次の者を任命することについて議会の同意を求める。

令和2年11月30日提出。上毛町長、坪根秀介。

氏名でございますが、小宮光則。生年月日、昭和28年4月9日生まれ。住所、上毛町大字東下519番地。

理由でございますが、上毛町教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次のページに小宮光則氏の履歴書を添付しておりますので、御参照ください。

説明につきましては以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） この小宮氏の履歴書の一番下段を見ますと、上毛町教育長職務代理者というふうに書かれております。この肩書が意味するところは、職位的には教育次長ということでしょうか。そうであれば報酬も伴うということだと思いますから、これは任命されたということに判断されます。どのような形で代理者になったのか、これは教育長の指名なのか、教育委員会の合意なのか、また、町長の指名なのか、まずその辺をお聞かせください。

○議長（宮崎昌宗君） 教育長。

○教育長（道免 隆君） 私のほうから御答弁をさせていただきます。

地方教育行政法の規定によりまして、教育長職務代理者におきましては、その中で置くこととすると。それについては教育長の指名ということになるというふうに考えております。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 職務代理者であって、教育次長ではないということですか。

○議長（宮崎昌宗君） 教育長。

○教育長（道免 隆君）はい、議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。3回目です。

○6番（宮本理一郎君）そういたしますと、これは公式文書で議会に提出されているわけですから、今回、小宮氏は一度職を辞して再び、これを再任用という意味だと思えますが、再任用された場合は、この職務代理者という職位を継続、承認するということになるのでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）教育長。

○教育長（道免 隆君）私としてはそのように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございませんか。

一応3回になりましたけど、ほかにありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）これはね、教育長、教育次長ではない、教育職務代理者というのは、教育長が例えばお留守だったとか何とかいろいろな理由があった場合の便宜的な立場で代理の仕事をする、そういう意味ですか。

○議長（宮崎昌宗君）教育長。

○教育長（道免 隆君）教育長が事故または欠けたときに教育長の職務を代理するというところでございます。

○6番（宮本理一郎君）はい、分かりました。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございますか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）

ここに候補に上がっている方についての個人的なことは、先ほど町長の説明の中で人格、識見ともにとということで、言うことはないんですけども、平成24年から教育委員をされておるといってございまして、教育界において広く人材を求めて、いろんな考え方を持った方というような、そういう人選の作業は働かなかったのかどうか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）今、議員さん言われますようなところを十分考えさせていただいて、今回、任命、同意をいただくということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございませんか。

岩花議員。

○3番（岩花寛之君）今、教育委員会を構成されている方の平均年齢というのはなかなかすぐ出ないかもしれませんが、何十代の方がいらっしゃるか教えていただいでいいですか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）1名、40代か50代の方がおられると思いますが、あとはちょっと60を超えた方というふうに認識しております。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、同意第3号、上毛町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第5、議案第58号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上毛町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（永野英憲君）それでは、議案第58号につきまして御説明をいたします。

議案第58号、専決処分の承認を求めることについて。

令和2年度上毛町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第

1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

令和2年11月30日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、全町民に対して実施する携帯型空気清浄カードの配布を早急に行う必要が生じたため、携帯型空気清浄カード等購入事業経費について、9月28日付で専決処分により予算措置を行ったものでございます。

次のページに、専決第8号として専決処分書を添付させていただいております。

次のページに、令和2年度上毛町一般会計補正予算(第8号)を添付しております。

今回、専決による補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,325万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を68億4,501万7,000円とさせていただいたものでございます。

補正予算の内容でございますが、予算書の7ページをお願いいたします。

4款1項5目の新型コロナウイルス感染症対策費に、全町民に対して携帯型空気清浄カードを配布するための購入経費等関係経費といたしまして、3,325万2,000円を予算措置させていただいております。

この補正予算の財源でございますが、全額国庫補助金でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当させていただいております。

以上で議案第58号の説明を終わりますが、本専決処分につきましては、対象物品の早急な確保により、住民の皆様への配布を一日も早く行うためのものでございますので、どうか御理解のほどよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長(宮崎昌宗君)説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君)4点ほどありますが、1項目ずつでよろしいですか。

○議長(宮崎昌宗君)取りあえず4点言われてください。

○10番(茂呂孝志君)1点目が、携帯型空気清浄カードを専決処分で購入した理由。

それから、このカードの効果について、いつ誰からどのような説明が誰にされているのか。

それから、町がこのカードを購入する目的。

4点目に、このカードの購入について町が協議を行った機関名、それから、この機関名がこのカードについてどのような評価をされたのか、お伺いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）まず1点目ですが、専決の理由ということでございます。これにつきましては、このカードの購入を考えたときに、まだコロナの収束もない、また、今後、冬季に向かってインフルエンザの流行が懸念されるというような中で、新しい生活様式でありますマスクの着用、また、手指消毒、身体距離の確保以外に何かできないかというようなことで我々考えておりました。住民の皆さんに何かできないかというようなことを考えておりました中で、こういうカードの御紹介をいただいたというようなことです。

どうしても時間的にいとまがなかったというようなことで、これは大変申し訳ないんですが全協等を開いて皆さんの御意見を聞くべきということで、これにつきましては私のほうの配慮、熟慮が足らなかったというようなことでおわびを申し上げさせていただきますが、どうしても緊急を要するというようなことで、専決処分にさせていただいたというようなことでございます。

次が、効果証明というようなことでございますが、これにつきましては茂呂議員さんも見られたと思います。このカードを配布するときに、住民の皆さんに通知文というようなことで配布をさせていただいております。このカードの効果ということでございますが、このカードは、医薬品、医療機器ではないということをまず御認識いただきたいと思っております。

このカードにつきましては、空気中の水分と反応して持続的にカードから発生する人体に影響がないとされるイオンの力で、花粉、アレル物質、PM2.5、ウイルス等を体内に吸い込むリスクを下げる作用があるカードということで認識をいたしております。

この効果につきましては、9月25日にこのカードの販売代理店であります中津クリーンサービスさんのほうから、こういう効果、こういう作用があるというような御紹介を受けまして、我々としては決定をさせていただいたと。我々のところで決定をさせていただいて、それをもって町長のほうに上申をさせていただいたということでございます。

茂呂議員、すいません、購入目的ということやったですかね。

購入目的については、先ほども言いましたように、現在行っていただいております新しい生活様式、マスクの着用、手指の消毒、身体距離の確保に加えて、このカードを携帯していただくことで、少しでも健康被害リスクの軽減につながればということを考えております。

協議を行った機関ということでございますが、これは私のところで、まずそういう内容の説明を受けました。それから、副町長、それをもって町長のほうに上申をさせていただいたと。その前に課長会で、こういうカードの購入というようなことで会議は開かせていただいております。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）専決処分した理由ですが、議会を招集する暇がないというふう
に受けとるわけですが、10月上旬でできなかったのかどうか、まずその点を。一問
一答でいいですね。ずっと流しますか。

○議長（宮崎昌宗君）一応3回という中でされてください。時間、ゆっくり質疑されて
結構です。

○10番（茂呂孝志君）では、暇がなかったと、議会を開くいとまがなかったというこ
とですが、10月の中旬でもできたのではないかなと思うんですけども、その点の
御説明を願います。

○議長（宮崎昌宗君）1問1答で行く、2回目はそれでよろしいですね。

○10番（茂呂孝志君）いえいえ、ずっと行きます。

○議長（宮崎昌宗君）まだ続きがありますか。どうぞ。

○10番（茂呂孝志君）それから、効果についてですが、誰からどのような説明を受け
たのかということですが、お店のほうからと、全協の内容で今説明されましたが、効
果を期待するということだけで、効果があるかないかということについてはなかなか
把握してないのではないかなと思うんですが。

それから3点目については、25日に店のほうから紹介があったと、受けたという
ことで、これを短期間のうちにどのように、このカードについてどのような方法で検
証したのかを伺います。

それから4点目に、協議を行った機関ですが、これは、今年の4月8日に上毛町新

型コロナウイルス感染症対策本部を設けていますよね。何でここでできなかったのか。

以上、お伺いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員、質疑内容は……。

○10番（茂呂孝志君）もう忘れまして。

○議長（宮崎昌宗君）はい。

○総務課長（永野英憲君）これについては、従来ですと議員言われるように臨時議会を開かせていただいて、御説明をさせていただいて議決をいただくというのが本旨ということ、我々十分認識をさせていただいておりますが、今回、住民の皆様に配るといふようなことで、カードを8,000枚準備をしなければならないということで、その製造元にはその時点で1万枚しかない。そのうちの8,000枚を確保するためには、どうしても早く契約をさせていただいてというようなことがございましたので、専決処分というような形を取らせていただいたというのが1点目でございます。

2点目が、効果を期待する、効果の証明がないのではないかとというようなことでございますが、これはもう議員さんにもお配りをしておりますパンフレットと申しますか、カードを説明したものを、議員さん全て、皆さんにお配りしております。その中で、まず我々が考えたのが、インフルエンザウイルスに効果が立証というようなことで、これについては密閉空間での接触試験によって理論上99.7%の削減が図れるというようなところでですね。まあ密閉空間ということもあるんですが、このカードにはそういう性能があると、効果とは言えませんが作用があるというようなことで、効果としては我々も判断させていただいたというところでございます。

それから、9月25日に、最終的に私のところで御判断をさせていただいたと。その前にはいろいろなことで説明を受けておりましたが、9月25日時点で、先ほど言いました密閉空間ではありますがインフルエンザウイルスにそういう効果が理論上は立証されているというようなところから、購入を決定させていただいたということでございます。

対策本部につきましては、構成員が課長会等と同一でございますので、そういう対策本部等を開かなくて、課長会のほうで報告して、意見をいただいたというようなことでございます。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員、3回目です。

○10番（茂呂孝志君）答弁内容を聞くと、議会を上旬でも開く暇があったのではない

かなというふうに私は判断いたします。

それから、25日に総務課長が判断したということですが、25日以前からも話をされているようですが、実際にはいつから話があったのか。そして、説明内容が、先ほど言われた、全協でも説明されたそういう内容であったのかどうか。

それから、この会社の規模、それから会社の経営形態、株式か有限か、それか個人企業なのか。その当時ですよ。その当時、相談を受けたときの時期ですよ。それを伺います。

それから、対策本部であれば、ある程度専門的な方も呼んで、いろんなことを相談される、検討されることができたと思うんですよね。そのため、対策本部を設置したと思うんですが、なぜそういう場をつくらなかったのか、お尋ねいたします。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）最終的には25日に購入を判断したということですが、その御説明については、ちょっとはつきりは覚えませんが、9月10日ぐらいからではなかったかというふうに思っております。

それから、購入先の会社の規模というようなことでございますが、この購入時点では個人でございます。

あと、対策本部にそういう専門家というようなことでございますが、うちの対策本部につきましては、外部からは消防の東部分署の分署長だけが入って、あとは町長以下、課長で構成している対策本部でございますので、そういう専門家の意見を聞くというようなことはございません。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに。茂呂議員、答弁漏れはないですね。いいですね。

○10番（茂呂孝志君）うん、漏れはない。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございますか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）このイオニアカードについては、新型コロナウイルスに対する正常な証明というのはされてないんですよね。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）新型コロナウイルスについては、何もエビデンスはございません。

- 議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。
- 5番（廣崎誠治君）それと、これは密閉空間でインフルエンザは99.74と書いていますが、日常の空間では証明されてないですね。
- 議長（宮崎昌宗君）総務課長。
- 総務課長（永野英憲君）このインフルエンザウイルスに対する試験については、接触試験での有効性、密閉空間での接触試験での検査しか現在は存在しないと思います。今の空気清浄機等もそういうカタログには書かれていると思います。
- 5番（廣崎誠治君）いいです。
- 議長（宮崎昌宗君）いいですか。
- ほかに質疑ございますか。
- 安元議員。
- 9番（安元慶彦君）契約の相手方ですよ。これはどういったタイプの商店というか、中津に、どういったタイプでもって窓口を持っているんですか。
- 議長（宮崎昌宗君）総務課長。
- 総務課長（永野英憲君）一応、販売元のサルーテ・ラボ株式会社さんがこのカードを製造しておるわけですが、サルーテ・ラボさんから正式に、正規の販売代理店として指定をされた業者さんということでございます。
- 議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございますか。
- （「質疑なし」という声あり）
- 議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。
- 反対討論はありませんか。
- 廣崎議員。
- 5番（廣崎誠治君）議案第58号、専決処分の承認を求めることについては、反対の立場から討論します。
- 専決処分は町長の専権事項ですから、その行使については理解しています。しかしながら、専決処分は法179条において特例的なものです。今回はコロナ禍の中で、その対策予算を、インフルエンザが流行になる前に配布したいという、早急に行いたいという理由です。この予算で購入、配布したイオニアカードの効果は空間清浄ということですが、その空間清浄では新型コロナウイルス菌の清浄は科学的に証明されて

いません。また、インフルエンザに対しても日常空間では証明されていません。

このイオニアカードの購入予算については、以上の理由により反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）この件につきましては、我々がかつてない、経験のないことでございまして、説明の中にもありましたように、やっぱり防ぐためには緊急を要するという観点からしますと専決処分というものもやむを得なかったんであろうというふう
に思っております。

一番願うのは、これによって、インフルエンザ、あるいは花粉症とか、いろんなものに効果があるというふうに書いておりますので、効果を期待いたしまして賛成討論
いたします。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第58号を反対の立場から討論いたします。

地方自治法167条の2の専決処分ができる場合、四つの基準を示しています。しかし、今回の携帯型空気清浄カードを専決処分
で契約することは、この四つの基準に照らしてどれにも適合していないということをまず申し上げます。

それから、このカードの効果がはっきりと示されていないということを申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

三田議員。

○8番（三田敏和君）私は賛成の立場から討論をいたします。

私自身もいろんな面でコロナウイルス、それからインフルエンザ等、非常に関心を持っている中で、実は、昨年末から自分でそういうふうなものをつけて予防対策を行っているということもあって、非常にこれは効果があるというふうに私自身思っております。

ただし、専決ということに対して多少の疑問は残りますが、町民の皆さん方にいろんな意味で、新しい生活様式をした上でこのことをやっていただくという、ある意味、メッセージが込められているというふうに思うし、そのためにはぜひ早くやりたかったという状況を踏まえれば、十分納得はできます。

今後の中では、専決処分に対して十分アプローチをしていただきながら、どうしてもということの中でやるということは十分、今後の中でもやっていただきたいというふうに思いますけども、今回はやむを得なかったというふうに判断しております。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第58号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上毛町一般会計補正予算（第8号））は原案のとおり承認することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第6、議案第59号、専決処分の承認を求めることについて（携帯型空気清浄カード購入事業物品購入契約）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（永野英憲君）それでは、議案第59号につきまして御説明をいたします。

議案第59号、専決処分の承認を求めることについて。

携帯型空気清浄カード購入事業に係る物品購入契約について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年11月30日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、全町民に対して実施する携帯型空気清浄カード購入事業に係る物品購入契約について、予定価格が700万円を超えるため、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める必要が生じたが、当該契約締結議案を議会へ提出するいとまがなかったため、9月30日付で専決処分を行わせていただいたものでございます。

次のページに、専決第9号といたしまして、専決処分書を添付しております。

専決処分の契約内容でございますが、次のページを御覧ください。

専決第9号、物品購入契約の締結について。携帯型空気清浄カード購入事業について、次のとおり物品購入契約を締結する。

令和2年9月30日。上毛町長、坪根秀介。

契約の目的、携帯型空気清浄カード購入事業。

契約の方法、随意契約。

契約金額、3,168万円。

契約の相手方、大分県中津市大字一ツ松179番地7服部第5ビル2階、中津クリーンサービス、代表井口泰宏。

履行期限、令和2年11月30日。

以上で議案第59号の説明を終わりますが、この専決処分につきましても議案第58号と同様に、対象物品の早期の確保により、住民皆さんへの配布を一日も早く行わせていただきたく考えておりましたので、専決処分での対応をさせていただいたということでございます。どうか御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）契約の相手方ですが、中津クリーンサービスとありますけれども、このお店はいつから始められたのか。それからまた、サルレーテ・ラボの代理店になっているのはいつからでありますか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）創業につきましては、令和2年の7月に中津クリーンサービスを創業したというふうなことでございます。その時点からサルレーテ・ラボさんの正規代理店になったというふうには考えております。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございませんか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）この中津クリーンサービスの代表の井口さんという方は、中津から揚げ屋さんもされていると思うんですけど、この方と同一人ですかね。

それと、11月2日に株式会社になっているみたいですけど、それについては承知しているかどうか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）他の業種として、そういうから揚げ屋さんを営んでいるという事は承知をしております。

それから、11月2日に株式のほうに移行したということですが、町のほうには11月16日付で株式に変更をされたという届出は出されております。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）議案第59号について、反対の立場から討論いたします。

反対理由については議案第58号と同じですが、それに加えて、イオニアカードの購入は新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として有効なのか疑問でございます。また、このイオニアカードの購入過程も不透明で、契約内容も随意契約と、疑問が深まるばかりです。

また、専決処分の理由を見ると、議会を招集する時間がないということですが、決してそうは思われません。臨時議会を開催し、決定すべき事項だと思いますし、このことは議会軽視と言わざるを得ません。

以上の理由により、この専決処分に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第59号を反対の立場から討論いたします。反対の理由は58号と同じですが、繰り返します。

専決処分は地方自治法167条の2項に四つの基準が定められていますが、いずれもこれに該当しません。

それから、このカードの商品には、新型コロナウイルスに効くとも効かないとも、はっきり示されていません。

以上の理由を申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第59号、専決処分承認を求めることについて（携帯型空気清浄カード購入事業物品購入契約）は原案のとおり承認することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時ちょうどです。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

○議長（宮崎昌宗君）それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

○議長（宮崎昌宗君）日程第7、議案第60号、物品購入契約の締結について（町立小中学校タブレット端末等導入事業）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

教務課長。

○教務課長（村上英之君）それでは、議案第60号につきまして御説明させていただきます。

議案第60号、物品購入契約の締結について。上毛町立小中学校タブレット端末等導入事業について、次のとおり、物品購入契約を締結する。

令和2年11月30日提出。上毛町長、坪根秀介。

1、契約の目的、上毛町立小中学校タブレット端末等導入事業。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、3,341万2,060円。

4、契約の相手方、大分県中津市大字永添2110番地1、株式会社オフィスワタナベ、代表取締役渡邊直二。

5、履行期限、令和3年3月26日。

理由でございますが、上毛町立小中学校タブレット端末等導入事業に係る物品購入契約について、予定価格が700万円を超えるため、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案説明資料に事業内容等をお示ししております。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

高西議員。

○1番（高西正人君）私は個人的にこのGIGAスクール構想、非常に教育の転換期で、物すごく大きなことが起こってくるんじゃないかなというふうに認識しております。また、本町の子供たちの学習にもタブレット端末がありきという環境が目の前に迫ってきているという状況で、その準備というところなんです、そういうところを考えますと、タブレット端末は非常に重要なツールになってくるというふうに考えます。

そのタブレット端末のことですけれども、頂きました説明資料の2ページ、主な要求水準仕様のところがございますCPU、インテルCeleronプロセッサN4000以上というふうに書かれていますが、このCPUというのはどのように認識されていますでしょうか。

また、今申し述べましたCeleronN4000というのは、どのような効果を、機能を果たせるか御存じでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）CPUはパソコンやタブレット端末などの頭脳でございます。

どんなことがどれだけできるかが決まるものでございます。CeleronN4000は格安パソコンに搭載されております2017年発売のCPUで、ワード、エクセル、パワーポイントなどオフィスでの作業や動画の閲覧には大丈夫だという認識でございます。

○議長（宮崎昌宗君）高西議員。

○1番（高西正人君）そのとおりですね。最低限のことはこのCPU、この頭脳でできるというふうになっていると思います。

では、そのCPUを最低でも搭載したタブレットを使用して、学習内容というものはどのようなものを現在想定されていますでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） 学習内容でございますが、ワード、エクセルなどの汎用ソフトや、あと、教育ソフトを活用して、グループ学習や調べ物学習、また、動画を子供たちが作成することも想定しております。

○議長（宮崎昌宗君） 高西議員、3回目です。

○1番（高西正人君） ワードやエクセルの汎用ソフトや教育ソフト、プラス動画を子供たちが作成をしてと、今般、子供たちの夢の職業の一つにユーチューバーというふうなものが入ってきている時代ですので、やっぱりそういったところもマストアイテムの一つになってくるんじゃないかとは思いますが、実はこのCPUは、今おっしゃいました動画を編集するには、仕様書にありますCeleron N4000よりもちょっといい、Core i5というものが必要になります。

作りました動画をユーチューブにアップしましょうと。仮にその学校でアップできるというふうになった場合に、しましょうというふうにした場合には、同じこのCPUが、先ほどのCore i5よりももうちょっといい、Core i7というものが最低でも必要になってくるものなんです。現状、もう今、世の中はそういうふうに動いております。

そこを前提としまして、子供たちの将来を形づくる教育の中にこの端末が入ってきます。しっかりとタブレット端末機能を使っていただくための機能や設定の対策というものはどのように考えていますか。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） 今回導入するタブレットでございますが、国の仕様に基づき導入を行っております。今後、設定及び運用につきましては工夫しながら行っていきたいというふうに考えております。

○議長（宮崎昌宗君） ほかに。

岩花議員。

○3番（岩花寛之君） ちょっと数点あるんですけども、まず1点目が、具体的な端末、購入する端末を教えてくださいと思います。

それから、こちらを今回購入して、その後、買換えの時期であったりとか、その辺

は文科省のほうでどういうふうな設定になっているのかというのが2点目。

それから次に、端末を入れるだけではなく、実際に活用できないと意味がないと思うんですけども、先生のフォロー体制であったり、子供たちの習得に対するフォローというのは、町としてはどういうふうな体制を取られるのか。

最後に、今回のこれは、GIGAスクール、コロナの関係で一気に進んできたかと思うんですけども、これからもまだ増えていく可能性もやはりあります。その中で、コロナは一つあるかと思うんですけども、それ以外に、学校に行きづらくなった子供さんのフォローというのも併せて、このGIGAスクールの効果としてあるんじゃないかというふうに認識しているんですけども、その辺りどういうふうにお考えなのか。

質問、ちょっと多いですけども、お願いします。

○議長（宮崎昌宗君）4点ですね。

教育長。

○教育長（道免 隆君）じゃあ、まず私のほうから、先生方のフォローということと、行きづらくなった子供たちへの対応という部分について、先にお答えをさせていただきます。

現在、県の教育委員会等が既にプログラミング教育担当者研修というのを実施しています。本町の各学校の担当者がその研修に参加をし、既に各学校でそのことをもって職員の研修も実施はしてきています。

それと併せて、3学期に、県の教育センター、情報教育部というところがございしますが、そこにはそういった、いわゆるICTを活用した教育の推進をどのようにして行うかという専門的な知識を持った、いわゆる指導主事がいます。その指導主事を本町内の学校に招聘して研修を図っていくということも考えています。

ただ、今後、ICT支援員等、今、国がそういった支援員の設置、導入を図るようになんというようなことも言われていますので、その辺りについても今後は検討していかなくてはいけないというふうには考えておるところでございます。

それから、行きづらくなった、いわゆる不登校、傾向も含めてそういった子供への対応ということで、これについては現段階では、そういった子供たちへの動画配信等は行ってはおりません。ただし、例の3月からの臨時休業期間、あの期間においても全ての子供たちに、こういった教育動画コンテンツ等が国や県から示されていますの

で、そういったものを情報提供して、家庭でもこういったものを見て学習するようにというような取組は既に行ってきたまいました。今後、不登校の子供たちへの対応については検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）端末の内容ということですけど、富士通のG I G Aスクールモデル、A r r o w s T a bが端末でございます。

それと2点目の買換え時期ということですけど、一応こういった電子機器というのは5年間ぐらいで変わってくると思いますので、また、その間にちょっと検討をして、予算等も兼ね合いますので、関係課と協議しながら検討を進めていきたいというふうに考えてます。

○議長（宮崎昌宗君）岩花議員。

○3番（岩花寛之君）ありがとうございます。

実際、納入とその活用のスタートというのは、もう令和3年度からスタートというふうに想定しているんでしょうか。それだけです。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）議員の言われている令和3年度からです。納入が今年度末になります。活用につきましては令和3年度からとなります。

○議長（宮崎昌宗君）いいですか。

○3番（岩花寛之君）はい。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）これも随意契約なんですけど、プロポーザルによる随契になっていますが、令和元年度、整備台数143台と同じ業者なのか。

それと、企画書提案時に1社辞退していますけど、このほかにはなかったのかどうか。

それと、令和元年度整備の機種と令和2年度の整備機種が同一なのか。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）まず1点目が同じ業者なのかということですけど、同じ業者です。

あと、ほかになかったかということですが、一応4社から見積りを取った

経緯もございます。参考見積りですね。2社の応募がありましたが、企画書提案の提出段階で1社が辞退をしたという経過がございます。

それと、端末の機種は一緒かということですが、今回導入することとした富士通製のタブレット。過去は一緒です。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 各小学校、中学校に全部で725台入っていますけど、これでもう1人1台と先生に全部行き渡ったということでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） はい、そのとおりでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員、よろしいですか。

三田議員。

○8番（三田敏和君） 9月のときにちょっと質問したと思うんですが、運用基準はどうかということで、つくりたいというようなお話だったというふうに理解をしておりますが、そういうものはもうできたのかどうか。

それと、今後の中で、先ほど不登校の対応とかいうのもございました。検討していきたいという旨の答弁だったというふうに理解をしておりますが、家庭環境の中でWi-Fiのその辺について、このタブレットとどのように対応しているのか、そこをお聞かせください。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） 運用基準につきましては検討をしております。まだ作成済みまでは行っておりません。

不登校対応につきましても、先ほど来、意見が出ておりますけども、今回一人、コロナの関係以外の部分で、そういった不登校対応ということも可能であるというふうには認識しております。

家へ持って帰ったときのWi-Fiのことですが、Wi-Fiにつきましても、Wi-Fiルーターを貸し出したいと。環境のないところに貸出しをして、このタブレットを活用していただきたいというふうに考えております。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） さっきの運営基準と絡むと思うんですが、ルーターを貸し出すかということになると、毎日持って帰るのか、それとも、ある一定期間常時というふ

うになるのか。その辺はマニュアルの中で決まるというふうな認識でよろしいんですか。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） そうですね。そういった部分も踏まえて、マニュアル、運用方針を定めていきたいというふうに考えております。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員、3回目です。

○8番（三田敏和君） そういう中で、その運用基準というのはまた、議会にこういう形で行きますというのをお示ししていただけますか。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） はい、何らかの形でお示しはしていきたいというふうに考えています。

○議長（宮崎昌宗君） ほかにありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 4点お伺いいたします。

1点目が随意契約した理由。地方自治法167条2のところに七つほどありますが、どのところを適用したのか。

それから、プロポーザルですから、1次審査、2次審査をされたと思うんですが、1次審査、2次審査はどういう方がされたのか。

それから、プロポーザルに応募した業者名、契約業者ともう1社の業者はどういう業者であったのか。

予定価格は幾らであったか。

お伺いいたします。

○議長（宮崎昌宗君） 4点ですね。

教務課長。

○教務課長（村上英之君） 随契に当たっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定で随契を行っております。

あと、プロポーザルのときの審査会のメンバーということですが、関係課の職員、それと学校関係代表者等で審査をしております。

それと、プロポーザルの応募は1社です。先ほども説明しましたが、参加意向調査のときには2社ありましたけども、企画書提案の際に辞退ということで、1社で

プロポーザルをしております。

予定価格につきましては、3,354万2,960円でございます。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）プロポーザル、随契ですが、プロポーザルに付した理由がちょっとよく分からないんですが、競争入札に付することが不利と認められたのかどうか。そういう具体的な内容でお答えしてもらいたいんですが。競争入札に付することが不利と認められたのかどうか、そのことをお伺いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）今回プロポーザルを導入したという理由ですけれども、本町が示す要求水準仕様が、機種を選定なり、調達、運用、搬出、搬入、設定等、多岐にわたっておりますので、プロポーザルを通じて要求水準仕様を満たす事業者であるかどうかという部分と、あと、工期ですね。工期がしっかり守れるかとか、そういったことも確認をする必要がありましたので、今回プロポーザルを導入しております。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員、3回目です。

○10番（茂呂孝志君）そういうことであれば、近隣の県、福岡県とか大分県とか、そういう近隣の県ですよ、山口とか、そういうところで、業者選定で競争入札に付することが可能ではなかったのか。それとも、競争入札に付することがやっぱり不利益であったのかどうか。不利益であれば、その理由をお聞きしたいんですが。この近隣の県でできなかったのか。もし競争入札に付すことは不利益と判断したのであれば、その理由をお聞きいたします。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）本町ではまず物品調達に係る業者の指名登録を行っていないということでございます。先ほど来言っていますように、見積り合わせで単なる価格の比較になってしまうということで、今回プレゼンの方式で行ったということです。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにございませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）今回のタブレットの導入関係、教育効果というものは相当期待できると思っております。ただ、第2次の上毛町の人口ビジョンの中にもありますように、今、学校現場では非常に先生方が忙しくて、児童生徒と接する時間がないということが言われておるわけですね。これが一番大事なことだというふうに言われており

ますが、こういったタブレット等の導入によって、そういった時間というものが確保できるのかどうか。

ぜひ、初めてのことでですから、何ですか、PDCAですか、これをぜひやっていただきまして、後々でまた効果等の報告を願いたいと。こういうふうに思っていますけど、その辺いかがですか。

○議長（宮崎昌宗君） 教育長。

○教育長（道免 隆君） 議員おっしゃいますように、今回このGIGAスクール構想が一気に進んだわけでございます。そのタブレットを実際、子供たちが1人1台持って授業をするという状況の中で、指導する教員の側のスキルというのは、正直申し上げてまだまだだと思います。先ほど研修ということもございましたけども、現在様々な研修を行っていますし、今後も教育委員会としても、そういった指導技術の向上を図っていきたいと考えております。

当初はやっぱり教員の負担はどうしても大きいというふうに思っています。ただ、これは年々スキルアップしていけば、逆にこういったタブレットを活用することで教員の負担が軽減されると。例えば教材、教具についても、これまでは教員が自分で手作りの教具を作るといった状況もございましたけども、こういったインターネットを介して、様々な学習支援のソフト等もございますので、そういったものを活用しながら、子供たちの個に応じた指導がこれまで以上にできていくだろうというふうに思っているところでございます。

今後、こういった1人1台のタブレット導入によって、こういった教育効果が得られたかということについては、また機会あればお示しをさせていただきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 以上でよろしいですか。

三田議員。一応3回しましたが、何かありますか。どうぞ。特別許可します。

○8番（三田敏和君） 1人1台ということですが、ひまわり学級とか、ああいう特殊学級がありますよね。その子たちにも、きちっと1人1台あるという認識でよろしいんでしょうかね。

それと、そこに対する対応というのは、一般教室よりも、もっと対応に関しては難しいんじゃないかなというふうに思われますが、その辺の対応はどのように考えてお

りますか。

○議長（宮崎昌宗君）教育長。

○教育長（道免 隆君）まず、特別支援学級に在籍している児童についても配置をするということでございます。ただ、そういった支援が必要な子供たちに対して、やっぱり指導者側の教員が、それぞれ個々の、いわゆる支援を要する内容が違いますので、個々への対応ということになってくると最初は、先ほどの答弁のとおり、教員の側のやっぱり力量というのは大変重要になってくると思うんですが、その辺についても徐々にスキルアップしていくしかないだろうと。あわせて、子供の状況を見ながら必要なものをまた教育委員会としても支援をしていかねばならないというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は議案第60号を、反対の立場から討論いたします。

この物品購入契約の締結は、随意契約、プロポーザルで行っているが、地方自治法に示す随契の七つの項目にいずれも適合していません。

それから、随契の理由は、町の要求水準、仕様を満たすためとありますけれども、この審査をされた方がそれなりの専門性を持った方なのかと、そういう疑問も生じます。そういう要求水準の高いのであれば、そういう専門性のある方が審査されるのは当然だと思いますが、それを満たしているのかどうか、そういう疑わしいところがあります。

以上2点の理由を申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第60号、物品購入契約の締結について（町立小中学校タブレット端末等導入事業）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第8、議案第61号、上毛町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（永野英憲君）それでは、議案第61号を御説明いたします。

議案第61号、上毛町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。上毛町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を、別紙のとおり提出する。

令和2年11月30日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、令和2年人事院勧告に伴い、本町議会議員の期末手当に関し所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、令和2年の人事院勧告は、期末手当の支給月数を年間で0.05月引き下げるものでありますので、現行の年間期末手当支給月数2.6月が2.55月となります。令和2年度につきましては、6月期の期末手当を既に1.30月で支給していることから、12月期の期末手当は0.05月引き下げ、支給月数は1.25月となります。

これは、あくまでも令和2年度の措置でございまして、令和3年度以降は6月期、12月期での調整となりますので、それぞれ支給月数を1.275月とさせていただくものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第1条関係で、令和2年度の期末手当でございますが、現行の支給月数100分の130を100分の125とし、0.05月分引き下げる改正でございます。

次のページをお願いいたします。

第2条関係で、令和3年度以降の期末手当でございますが、令和2年度分の改正で支給月数を100分の125としたものを、先ほど御説明をさせていただきましたように、6月期、12月期の期末手当の支給月数をそれぞれ1.275月とする改正でございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）人事院勧告につきましてはもう皆さん方御承知のとおりと思いますが、今回の人事院勧告と我々議員報酬との関係、これはどの辺で影響しているのか。まずその辺から。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）今回の人事院勧告につきましては、国家公務員の一般職というようなことございまして、本町議会議員の皆さんの期末手当につきましては独自策の条例となっておりますので、人事院勧告がじかに影響するというようなことではございません。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員。

○9番（安元慶彦君）独自案ということですから、本町の議会議員の待遇が他に比べて勝っていると、こういうふうに解釈しているんですか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）そういうことは思っておりません。議員報酬につきましても、現行、議長が27万3,000円、副議長が22万7,000円、議員の皆さんが21万7,000円というような報酬額でございます。この額につきましては、福岡県下でも低いほうの報酬額というふうには認識をさせていただいております。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員、3回目です。

○9番（安元慶彦君）そういう中で、こういうことやると。私は、町長の職権乱用かなと、少し言葉をきつくしますと独裁者になったんじゃないかなと、こんな感じさえ受けるんですよ。

今まで我々は、これは承知でみんな議員になっているわけですから、いろんなこと

は言わないでずっと今日まで来ておりますけど、やっぱりどこかで誰かが何していただかないと、自分たちが自分たちのお手盛りをするということは非常に困難な、今の社会の状態ですよ。ですから、今あるものをそうまでして下げなくてもよいのではないかと、私はそんな感じがしているんですよ。

お金の多寡を言っているんじゃないですよ。そうしたやり方がね。この人事院にひっかけて、もう少し拡大すると、今の国内の非常事態にひっかけて、いわゆるコロナの風に乗せてやっているのかなということさえを、自分でも思うわけですね。そうすると世論の賛同も得られるんじゃないかと。

こんなことの中で、我々上毛町議会は何もなすすべなく、それに従っていかなきゃならないのか。非常に我々に対する町長の態度というものが、そういうものかなと。私は、坪根町長はそういうタイプの間人ではないというふうに、今日までずっと理解を示してきておるわけですけどね、その辺、町長のお考えはいかがですか。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）今の安元議員の質問につきましては、私も議会に長く勤めた経験がありまして、決して福岡県内で高いというふうには思っておりませんし、むしろ上げるべきじゃないかというような議論をしてまいりました。その当時です。

これに準じてという、コロナ禍だからやるということではないというふうに思っていますけれども、逆に、議会の中でそういった意見を日々議論していただいて、私は上げるべきだというふうに思っているんですけども、ただし、今の時期です、近隣も下げる状況の中で下げないということは、逆に言えば、その議会の皆さんの目ですよ。これが住民からどういうふうに思われるのかということも含めて、皆さんの中で議論いただいて、いろんなことを考える中で協議していただければいいなというふうに思って、議員さんの中に、全協の中で諮ってほしいということをお願いしたわけでございます。

その中で、下げるべきだという判断をいただければそうしますし、下げなくてもいいのではないかとということであれば、下げなくてもいいのではないかとというふうに思っておりましたけども、今こういう状況で、大半が下げるべきだというふうに判断されたというふうに思っております。

また、私としては、仮にですけれども私が議会におればどういう判断をしたのかなというふうに思いますと、平素はやっぱり上げるべきだということで恐らく議論してる

と思いますし、こういう時期だとちょっと厳しいなというふうには思っていたというふうに思います。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員、4回目です。

○9番（安元慶彦君）もうこれ以上、あまり言いませんけど、採決の結果はどうなるか知りませんが、議会だよりに全部、賛否の名前が載ります。私は一人になっても、人から、世間から何か言われても、これに対する反論といいますか、理由は持っています。自信を持って、私はいいえとっておりますから。人勧の内容については、一般国家公務員の一般職ということで、全てのものがそれに適用することじゃない。警察官とかなんとかという方々は違うわけですけども。

もうそれから先のことは言いませんが、私は先ほど申し上げましたように、何か議会が軽視されて蚊帳の外に置かれているような感じで、非常に残念です。

終わります。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございますか。

岩花議員。

○3番（岩花寛之君）平成17年に上毛町になったわけなんですけれども、過去、特別職、それから議員報酬と特別手当、それが変更になったことがあるのか、もしあれば、そのときのその理由というところを確認させてもらいたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）議員、特別職の報酬については、合併からの変更はございません。

今言う期末手当につきましては、平成22年に0.20月引下げをさせていただいております。

○3番（岩花寛之君）過去に0.02。

○総務課長（永野英憲君）0.20月引下げをさせていただいております。

○議長（宮崎昌宗君）はい。

○3番（岩花寛之君）その理由は何ですか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）人勧に伴うものということです。

○議長（宮崎昌宗君）いいですか。

○3番（岩花寛之君）はい。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）ただいま質問の中で行いましたので、これ以上は言いませんけど、私は本案に対しては反対の立場でございます。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）私は、世界中がコロナ禍にあって、国民、住民が日々の生活に苦しんでいる状況は、皆さん、日々、マスコミの放送を通じて、目にし、耳に入っているものと思います。

我々議員も同調すべきは十分理解できますが、他方で、本町の場合、今回の人勧について、行政職の報酬に対して、議員はそれに追随しなくてはならないという規定はないと承知してございます。議員として、議会として、総意あるいは合意形成の結論がはっきり出てない状況の中で、この議案の提出には疑問が私は残るところでございます。

議長にお願いでございますが、今後はもう少し丁寧な議会内の議論、合意形成に御尽力いただけることをお願いして、今回、私はこの議案に賛成するものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。（「討論になってない」と呼ぶ声あり）

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第61号、上毛町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第9、議案第62号、上毛町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（永野英憲君） それでは、議案第62号を御説明いたします。

議案第62号、上毛町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例について。上毛町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年11月30日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、令和2年人事院勧告に伴い、本町常勤の特別職の職員の期末手当に関し所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容でございますが、議案第61号で御説明をさせていただいた内容と同じでございます。

新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

第1条関係で、令和2年度の期末手当でございますが、現行の支給月数100分の130を100分の125とし、0.05月分引き下げる改正でございます。

第2条関係で、令和3年度以降の期末手当でございますが、令和2年度分の改正で支給月数を100分の125としたものを、御説明いたしましたように、6月期、12月期の期末手当の支給月数をそれぞれ1.275月とする改正でございます。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

友岡議員。

○2番（友岡みどり君） 現行のコロナ禍の中で、先ほど宮本議員がおっしゃったように、事業者、特に明日をも生活できないという厳しい状況の中で、議員、一般職も含めて、引下げについては町民のためにも知らしめる必要があると思っております。

ただ、この第2条のほうで、0.25月引上げになっておりますね、来年の4月から。この理由は何ですか。現行であれば、まだ経済も回復していないというふうに私は認識

しているんですけども、0.25月引上げということは、令和3年度については経済がもう向上するという、国の人勧のほうの判断でしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）今回の期末手当の引下げにつきましては、年間で0.05月でございます。先ほどの議員さんのときにも説明させていただきましたように、6月期は現行の1.30月で支給をさせていただいております。年間では2.6月あるんですが今回0.05月ですので、12月期でその0.05月を引き下げさせていただくと。これは、あくまでも2年度の措置というようなことで、3年度については、その0.05月を6月と12月に割り振って、0.025になりますので、100分の125が100分の1.275になるというようなことで、全体の2.55月には変わりがないというようなことでございます。

○議長（宮崎昌宗君）友岡議員。

○2番（友岡みどり君）理解できました。じゃあ、年間で、基本的には期末手当については0.025月、毎回引下げということが基礎になってくるということですね。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第62号、上毛町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第10、議案第63号、上毛町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（永野英憲君） それでは、議案第63号を御説明いたします。

議案第63号、上毛町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。上毛町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年11月30日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、令和2年人事院勧告に伴い、本町一般職の職員の期末手当に関し所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容でございますが、議案書の次のページを御覧いただきたいと思います。

今回の改正で、上毛町一般職の職員の給与に関する条例、それから上毛町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例、それから上毛町パートタイム会計年度任用職員の給与に関する条例、以上3条例の一部改正をお願いしております。

まず、1条及び2条の一般職職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、改正内容につきましては、議会議員さん、また、常勤の特別職の改正と同様でございます。

次に、3条のフルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給月数につきましては、再任用職員の支給月数100分の72.5に準じていますが、条例上では、一般職の職員の規定を準用したものととなっておりますので、今回の改正で、条例上も再任用職員の規定と連動させるために条例改正をお願いするものでございます。

次に、4条のパートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、フルタイム会計年度任用職員と同様に、再任用職員の規定と連動させるために条例改正を今回お願いするものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

第1条で、条例第19条第2項及び第3項の一般職の職員の令和2年度の期末手当でございますが、現行の支給月数100分の130を100分の125とし、0.05

月引き下げる改正でございます。

次のページをお願いいたします。

第2条関係で、第1条関係と同様の一般職の職員の令和3年度以降の期末手当でございますが、令和2年度分の改正で支給月数を100分の125としたものを、6月期、12月期の期末手当の支給月数をそれぞれ1.275月とする改正でございます。

次のページをお願いいたします。

第3条関係で、フルタイムの会計年度任用職員の期末手当でございますが、現行では一般職の職員の規定を準用し、同条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と読み替えるものとなっている条文を、同条第3項中、「再任用職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとするに改正をお願いするものでございます。

なお、同条第3項の現行条文につきましては、再任用職員に対する前項の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とするとなっております。

次のページをお願いいたします。

第4条関係で、パートタイムの会計年度任用職員の期末手当でございますが、現行では支給月数100分の72.5とあるものを、再任用職員と連動させるため給与条例の適用を受ける一般職の再任用職員の例による割合に改正をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）フルタイム会計年度、それからパートタイムの会計年度任用職員も、具体的には同じく0.05下がるということですか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）今回の改正につきましては、フルタイム、パートタイムにつきましては現行どおりの100分の72.5ということで、今までどおりの月数でございます。

○議長（宮崎昌宗君） 田中議員。

○4番（田中唯登志君）全体で0.05下がって、全体でどれぐらい削減になりますか。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（永野英憲君）全体で、期末手当、今回の補正額では235万5,000円下がっているんですが、そのうち、副町長が4月に就任しております、その期末手当が100分の100支給されておきませんので、それを合わせた分が235万5,000円ということで、新副町長の就任分が65万6,000円ですので、改定分につきましては、169万9,000円が今回の改正で減額となっております。

○議長（宮崎昌宗君） 岩花議員。

○3番（岩花寛之君）これも人事院勧告のことかと思うんですけども、課長の感想でもいいんですが、コロナになって、一般職というか、行政の職員さんの方、仕事量であったりとか仕事の内容というのが、以前、昨年度、コロナ前と比べて少なくなったのか多くなったのか。実感としてはどういうふうに思われていますでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（永野英憲君）私の感想ということで申し上げさせていただければ、今回、コロナで、かなり職員には負担が多くかかったというふうに思っております。

○議長（宮崎昌宗君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第63号は反対の立場から討論いたします。

公務員の給与水準は労働者の賃金水準にも影響を与えます。公務員の給与水準が下がることで労働者の賃金を引き上げることが困難となり、国民全体の所得水準を低く抑えこむ作用が働き、さらなる景気低迷へとつながっていくので、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第63号、上毛町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）これから、議案の委員会付託を行います。

11月27日、議会運営委員会の協議結果を運営資料として配付しております。

運営資料の3ページ、委員会付託表を御覧ください。

付託案の朗読に際しても、議案名の朗読は省略します。

議案第65号、議案第66号、議案第68号の3件は文教厚生常任委員会へ、議案第64号の1件は総務産業建設常任委員会へ、議案第67号の1件は予算決算常任委員会へそれぞれ付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。

したがって、運営資料委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、各常任委員会の開催日についてお諮りします。

運営資料4ページ、委員会日程表を御覧ください。

各常任委員会の開催日は、議会運営委員会で決定いただいた日程のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会の開催日は、運営資料、委員会日程表のとおり開催することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会 午前11時52分

令和2年11月30日